

旧後藤敬商家交流資料館利用規則

令和6年7月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、旧後藤家商家交流資料館（以下、「資料館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 資料館の利用時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、旧後藤家商家交流資料館館長（以下、「館長」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 資料館の休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に利用することができる。

- (1) 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
- (2) 8月1日から8月31日及び12月1日から12月28日まで
- (3) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(利用料の金額等)

第4条 利用料の金額等は、別表1のとおりとする。

(使用料の徴収時期)

第5条 使用料は、許可の際、徴収する。ただし許可の際、徴収し難いもの又は別に定めのあるものについては、この限りでない。

(利用許可の申請)

第6条 資料館の利用許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、1週間前までに資料館利用許可申請書（様式第1号）により、館長に利用許可の申請をしなければならない。

2 館長は、前項の規定により利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 資料館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、利用させることにより資料館の管理上支障があると認められるとき。

3 館長は、資料館の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

(利用許可書の交付等)

第7条 館長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、内容を審査し、資料館利用許可(不許可)書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 利用者は、資料館を利用する場合は、資料館利用許可書を携帯しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は資料館の利用を中止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用者が、許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用者が、この規則に違反したとき。
- (3) 利用者が、虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由により資料館の利用ができなくなったとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、資料館の管理上特に必要と認められるとき。

(利用の制限)

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (3) 資料館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者
- (5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障があると認められる者

(利用権の譲渡の禁止)

第10条 利用者は、資料館を利用する権利を譲渡してはならない。

(利用許可の変更等)

第11条 利用者は、許可された内容を変更しようとするときは、資料館利用変更申請書(様式第3号)により、速やかに館長に申請しなければならない。ただし、館長が軽易な変更と認めるときは、口頭により申請できるものとする。

(原状回復)

第12条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第8条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに資料館を原状に回復しなければならない。ただし、館長の承認を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失によって資料館を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、館長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(利用料の減免の手続)

第14条 次に該当するときは、利用者の申請により、利用料を減額し、又は免除することができる。利用料の減免を受けようとする者は、利用料減免申請書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- 2 館長は、前項に定める場合のほか、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 館長は、第1項の規定による申請があったときは、審査の上、減額又は免除の可否を決定し、利用料減免決定通知書(様式第5号)により、その旨を利用者に通知するものとする。

(利用料の返還)

第15条 既に納入した利用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 天災地変等不可抗力によって使用できなくなったとき。
 - (2) 資料館の都合により、使用の許可を取り消し、又は変更したとき。
 - (3) 館長が返還することを適当と認めたとき。
- 2 前項の規定により利用料の返還を受けようとする者は、利用料返還申請書(様式第6号)を館長に提出しなければならない。
 - 2 館長は、申請があったときは、審査の上、返還の可否を決定し、利用料返還決定通知書により、その旨を利用者に通知するものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。